

# 確認書

キャリアアップ助成金申請書に添付されている賃金台帳等（※1）に記載のある取組後（※2）6か月（勤務をした日数が11日未満の月は除く）分の賃金（時間外手当等を含む）は、私が実際に支給された給与額と相違ありません。

※1 労働基準法第108条に定める賃金台帳または船員法58条の2に定める報酬支払簿

※2 取組日とは、以下の時点を示します。

- ・賃金規定等改定コース：賃金規定等を改定した日
- ・賃金規定等共通化コース：賃金規定等を共通化した日
- ・諸手当制度共通化コース：諸手当制度を共通化した日
- ・選択的適用拡大導入時待遇改善コース：社会保険の適用拡大措置の実施日  
(実施日以降に、基本給の増額加算の適用を受ける場合は、基本給を増額した日)
- ・短時間労働者労働時間延長コース：週所定労働時間延長実施日

※3 賃金台帳等に虚偽の内容が見られた場合、対象労働者ご本人様にも直接確認を行う場合がありますので、内容をよくご確認の上氏名等の記載をお願い致します。

令和 年 月 日

(本人氏名) \_\_\_\_\_

(継紙)

※必ず、対象労働者ご本人に一枚目の「確認書」記載事項をご確認頂き、一枚目の「確認書」と併せてご提出ください。